

平成 27 年 10 月 1 日から、特定非営利活動法人（NPO 法人）の信用保証取扱いが開始されました。

岐阜県信用保証協会

このたび、中小規模の特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という。）への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講じた「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が、平成 27 年 10 月 1 日に施行され、同日付けで NPO 法人が信用保証制度を利用することが可能となりました。

背景

地域経済の縮小や地域における社会課題が顕在化する中、このような課題に対し、地域において多様な主体と連携しビジネスの手法を活用して解決を試みる事業者として NPO 法人が存在感を増しており、地域住民にとって必要不可欠な需要（財・サービスの提供）の創出を担い、中小企業・小規模事業者と同じように事業を通じて利益を確保し一定の雇用を生み出している。

については、ビジネス手法を活用して地域課題の解決を図る事業活動を行う NPO 法人を、中小企業と同等とみなして中小企業政策の対象とすることについて検討がなされた。

1. 保証対象

次の規模要件を満たす NPO 法人が利用可能です。

- (1) 従業員（雇用契約関係が無いボランティア等は従業員数に含めません。）

| 業 種 | 従業員数 |
|------------------|---------|
| 製造業等（運送業・建設業を含む） | 300 人以下 |
| 卸売業・サービス業 | 100 人以下 |
| 小売業（飲食業を含む） | 50 人以下 |

- (2) 資本金

規模要件なし（NPO 法人には資本金の概念がないため。）

2. 利用できる保証制度

県・市町村制度も含めて、原則として全ての保証制度が利用可能です。

※ただし、次の保証制度は利用できません。

- ・小口零細企業保証制度（県小口 Z、市町村小口 Z、全国小口、提携型全国小口等）

※医業を主たる事業とする小規模 NPO 法人は、利用可能です。

- ・制度の要綱・要領等でNPO法人を対象外としている保証制度（協調α保証、ゆとりA保証等）
- ・特例保険に係る保証制度で、根拠法においてNPO法人を対象外としている保証制度（創業関連保証制度、創業等関連保証制度、経営革新関連保証制度、事業再生計画実施関連保証制度等）
- ・中小企業特定社債保証制度（社債発行は会社法上の会社に限られるため）
- ・長期経営資金保証制度 等

3. 責任共有

県・市町村制度も含め、原則として全ての保証が責任共有の対象となります。

※ただし、次の保証制度は責任共有の対象外（100%保証）となります。

- ・経営安定関連保証制度（セーフティネット保証）1号～6号
- ・災害関係保証制度
- ・東日本大震災復興緊急保証制度

4. 保証申込時の必要書類について

通常の場合に加えて、事業報告書等（※）の写しが必要となります。

※事業報告書等とは、特定非営利活動促進法（通称、NPO法）において、事務所への備え置き及び所轄庁への提出が義務付けられている以下の書類です。

- ・事業報告書
- ・計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
- ・年間役員名簿
- ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

5. 会計基準

活動計算書及び貸借対照表等の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」（NPO法人会計基準協議会公表）に準拠したものが望ましいとされています。

なお、中小企業会計要領に係る保証料割引は対象外となります。

本件に関するお問い合わせ
岐阜県信用保証協会
総務企画部企画課 黒沼・小島
TEL 058-276-6314